

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………一
（建設局公園緑地部公園課）……………一

告示

○特定計量器定期検査の実施（三件）……………一
（生活文化局計量検定所検査課）……………一

○都営住宅の使用料の変更……………二
（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………二

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
（同）……………六

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………七
（同）……………七

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………八
（同）……………八

○平成二十二年東京都告示第四百七号（東京都土壌汚染対策指針）の一部改正……………八
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………八

○保安林の指定解除予定……………八
（産業労働局農林水産部森林課）……………八

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………九
（建設局公園緑地部公園課）……………九

○都立公園の有料施設の設置について……………（同）……………二

告示（教）

○博物館に相当する施設の指定……………二

規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………二

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………三

○土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………（都市整備局市街地整備部管理課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四

○都立海上公園有料施設の休場日の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………五

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年八月二十九日
東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第三百三十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第十二 十五の項中「〇・〇二」を「〇・一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年八月二十九日
東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第三百三十五号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第五 一の部(三)の項中「及び大泉中央公園」を「大泉中央公園及び井の頭恩賜公園」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年九月一日から施行する。

告 示

東京都告示第千七百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
平成二十六年八月二十九日
東京都知事 外 添 要 一

一 検査地域 足立区
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年十月三日から同年十二月十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千七百七十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域

江東区及び大田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び

同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年十月一日から同年十二月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千七百七十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 検査地域

墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

二 検査期日

平成二十六年十月二十日から同月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

三 検査場所

特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在の場所

●東京都告示第千七百七十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート (10号棟)	中央区明石町13	50.9	2	46,700	71,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (8号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,700	62,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	63,900
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,300	57,900
一般都営	高層耐火	台東小島アパート (2号棟)	台東区小島1-5	40.2	2	31,200	34,500
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート (34号棟)	墨田区文花1-5	37.0	1	25,200	42,900
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	49,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	69,000
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	3	40,500	71,400
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200	46,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700	36,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,800	50,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (18号棟)	江東区辰巳1-3	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (47号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (51号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (63号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (64号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (73号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (76号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (85号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	45,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (8号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	41,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,500	44,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	34,900
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,400	46,800
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	3	32,000	49,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	51,500
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート (1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	43,400	73,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,300	66,700

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	67,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	42,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	2	52,600	90,900
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート (1号棟)	大田区羽田5-12	32.6	2	25,200	38,900
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート (2号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,200	38,900
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	2	33,700	46,000
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート (12号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	46,300	78,000
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート (2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,700	64,200
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,600	82,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (10号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (41号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	45,200	75,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,400
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,300	43,900
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	3	27,800	35,100
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	36,100	53,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,400	49,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,200	65,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (2号棟)	北区王子本町3-8	33.4	1	25,700	46,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (4号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,400	44,300
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート (1号棟)	北区田端新町1-15	33.4	1	25,800	43,300
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (4号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	43,700
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (9号棟)	北区浮間3-4	34.3	1	26,300	46,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,900	42,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (5号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	26,000	43,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,700	48,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	59,800
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	1	42,200	71,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート (21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	74,500
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (11号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	35,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,400	53,800
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	1	38,900	67,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート(1号棟)	練馬区春日町3-18	55.9	1	44,500	86,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(41号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,500	52,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(49号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)	練馬区立野町13-6	55.9	1	43,700	79,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	43,700	71,100
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	60,100
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(9号棟)	足立区東和4-20	51.0	2	38,000	66,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	25,000	38,700
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	25,100	40,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	7	24,100	36,300
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(7号棟)	足立区西保木間3-11	36.4	3	25,300	41,100
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	46,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	30,200	46,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(4号棟)	足立区六月2-27	55.9	1	41,300	70,900
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,800	76,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(20号棟)	足立区弘道2-13	55.9	1	41,300	70,800
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10	59.6	1	45,200	80,600
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	23,000	36,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(2号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(13号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(19号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(20号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(21号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(5号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	42,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(13号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	42,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	2	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(7号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(8号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	26,000	39,300
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,800	31,800
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	31,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(2号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	2	24,400	36,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(11号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,200	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,600	40,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(15号棟)	足立区舎人6-9	51.0	1	36,100	53,000
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	37,300	62,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	70,300
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉1-7	39.0	1	28,300	45,800
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	65,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	79,200
一般都営	中層耐火	東堀切一丁目アパート(1号棟)	葛飾区東堀切1-14	61.5	1	48,400	92,500
一般都営	中層耐火	西亀有三丁目第2アパート(10号棟)	葛飾区西亀有3-9	55.8	1	42,800	77,600
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,800	64,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	4	42,400	67,300
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25	51.0	1	40,200	60,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	48,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	3	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,500	67,000
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,600	52,600
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	65,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	45,000	82,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-5号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,800	39,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-5号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	66,600
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	2	28,500	55,200
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(3号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	33,600	69,500

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(1号棟)		武蔵野市関前4-12	55.9	1	42,200	80,000
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート(1号棟)		三鷹市下連雀6-16	39.0	1	28,100	53,400
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(3号棟)		三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,900	89,300
一般都営	中層耐火	中原四丁目第2アパート(1号棟)		三鷹市中原4-35	51.0	1	36,300	62,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)		三鷹市中原4-35	51.2	1	36,500	61,800
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	2	30,000	50,900
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(4号棟)		府中市紅葉丘1-30	55.8	1	36,300	77,600
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(1号棟)		府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	79,400
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(7号棟)		府中市晴見町2-18	58.1	1	35,900	82,100
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(4号棟)		府中市天神町2-10	62.1	1	40,100	88,000
一般都営	中層耐火	府中幸町一丁目アパート(1号棟)		府中市幸町1-14	61.5	2	41,500	90,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	30,000	71,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	3	25,300	59,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	72,700
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(5号棟)		調布市染地1-1	51.0	1	31,300	73,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(17号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	57,800
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	62,300
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(1号棟)		町田市金森2-31	55.9	1	31,000	59,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	60,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(8号棟)		日野市平山4-20	46.2	2	23,100	42,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)		日野市新井842	33.4	1	14,900	29,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(11号棟)		日野市新井842	35.7	2	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート(3号棟)		東村山市秋津町1-28	60.2	1	35,700	69,600
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(1号棟)		国立市北3-25	39.6	1	20,400	47,600
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(3号棟)		西東京市西原町4-10	51.1	2	31,400	65,300
一般都営	中層耐火	田無谷戸町二丁目アパート(1号棟)		西東京市谷戸町2-12	55.8	1	37,600	82,100
一般都営	中層耐火	田無谷戸町二丁目アパート(5号棟)		西東京市谷戸町2-12	62.7	1	42,000	92,300
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(2号棟)		西東京市緑町1-5	75.8	1	48,800	104,700
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目第2アパート(3号棟)		西東京市南町4-18	63.2	1	42,200	90,900
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(20号棟)		西東京市田無町7-12	56.8	1	34,200	72,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目アパート(30号棟)		西東京市芝久保町5-1	51.0	1	29,200	61,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町3-3	61.3	1	38,000	79,600

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,500	83,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(2号棟)		西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,700	83,600
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(3号棟)		西東京市柳沢2-15	55.9	1	34,900	75,200
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(1号棟)		西東京市柳沢1-15	61.5	1	40,700	89,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(19号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(24号棟)		狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	42,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(43号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)		清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,100	83,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-1-7号棟)		多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	32,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-4号棟)		多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-7-1号棟)		多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)		多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	43,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)		多摩市貝取2-4	55.9	1	30,200	52,600
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(4号棟)		稲城市大丸82	51.0	1	27,000	57,000

●東京都告示第千七百七十五号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛添 要一

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)
 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
久我山一丁目第2アパート(11号棟)	杉並区久我山一丁目八番	中層耐火 三四・六平方メートル	四〇戸	三〇、三〇〇円	七〇、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一六戸	三五、四〇〇円	八二、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	四戸	四一、九〇〇円	九八、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五〇、一〇〇円	一一六、七〇〇円
舟渡二丁目アパート(3号棟)	板橋区舟渡二丁目十三番	高層耐火 三二・一平方メートル	一二戸	二七、九〇〇円	五四、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・七平方メートル	同右	三五、三〇〇円	六九、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四一、五〇〇円	八二、〇〇〇円
松江五丁目アパート(1号棟)	江戸川区松江五丁目十二番	同右 三四・六平方メートル	二四戸	三〇、五〇〇円	五六、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三五、七〇〇円	六五、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	六戸	四一、九〇〇円	七六、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四二、二〇〇円	七七、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五〇、四〇〇円	九二、五〇〇円
同右	同右	中層耐火 同右	五戸	五〇、四〇〇円	九二、五〇〇円
松江五丁目アパート(2号棟)	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	六戸	三〇、五〇〇円	五六、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四二、二〇〇円	七八、二〇〇円
同右	同右	中層耐火 五七・一平方メートル	四戸	五〇、四〇〇円	九三、三〇〇円
大丸第2アパート(1号棟)	稲城市大丸五百二十六番地	高層耐火 三四・六平方メートル	四〇戸	二七、三〇〇円	四八、一〇〇円

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,300
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	71.4	1	52,700
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート(4号棟)	江東区豊洲4-5	36.2	2	28,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	31,100
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(42-9号棟)	渋谷区笹塚2-42	36.6	1	31,300
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,300
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,800
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(3号棟)	荒川区荒川7-8	41.3	1	30,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	23,000
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート(10号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,500
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	3	22,700
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	5	23,000
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
改良	中層耐火	南小岩二丁目アパート(6号棟)	江戸川区南小岩2-4	36.4	1	27,100
改良	中層耐火	南小岩二丁目アパート(12号棟)	江戸川区南小岩2-4	62.8	1	47,500
改良	中層耐火	南小岩二丁目アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-4	62.8	1	47,500
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,500
再開発	高層耐火	南千住八丁目第3アパート(1号棟)	荒川区南千住8-5	52.9	1	41,500

●東京都告示第千七百七十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
久我山一丁目第2アパート駐車場	杉並区久我山一丁目 八番	六区画
松江五丁目アパート駐車場	江戸川区松江五丁目 十二番	一五区画
大丸第2アパート駐車場	稲城市大丸五百二十一番地	一四区画

●東京都告示第千七百七十八号

平成二十二年東京都告示第四百七号(東京都土壌汚染対策指針)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

別表一 十五の項中「〇・〇二」を「〇・一」に改める。
別表二 十五の項中「〇・二」を「一」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年九月一日から施行する。

●東京都告示第千七百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条

の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一(一) 解除を予定する保安林の所在場所

小笠原村母島字長浜(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二(一) 解除を予定する保安林の所在場所

小笠原村母島字長浜(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千百八十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立井の頭恩賜公園 別図(1)のとおり 平成二十六年九月一日

東京都立六仙公園 別図(2)のとおり 同日

東京都立玉川上水緑道 別図(3)のとおり 平成二十六年九月五日

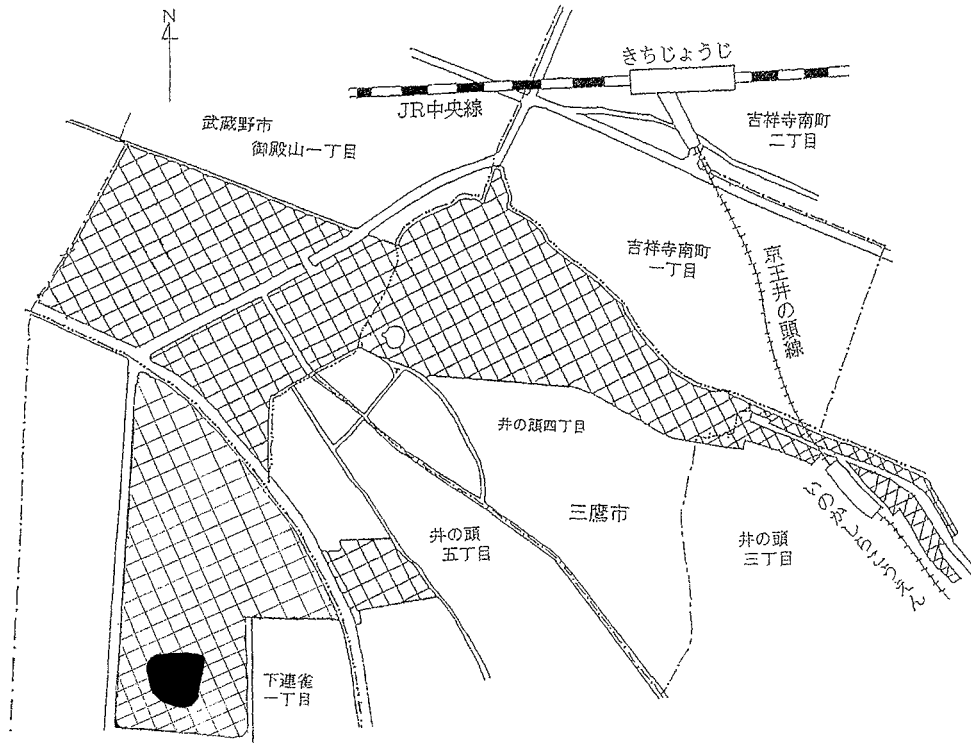
別図

(1)

東京都立井の頭恩賜公園 区域変更略図

変更箇所 三鷹市下連雀一丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
四一九、五〇二・三四	平方メートル	八、八八七・六五	平方メートル	四二八、三八九・九九



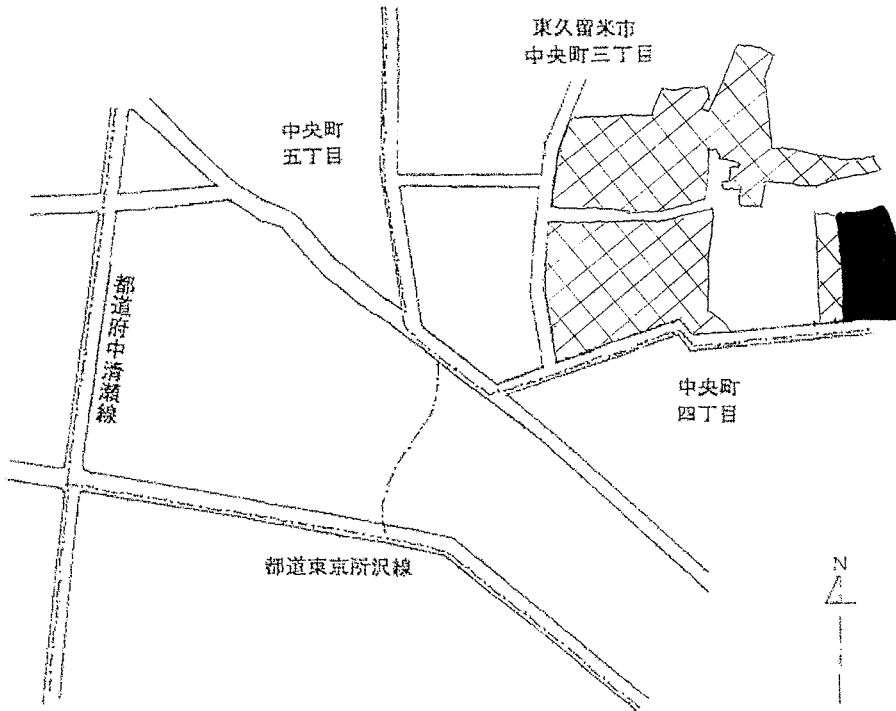
別図

(2)

東京都立六仙公園 区域変更略図

変更箇所 東久留米市中央町三丁目


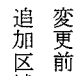
変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
四二、五一四・一一	平方メートル	七、二五八・六二	平方メートル	四九、七七二・七三

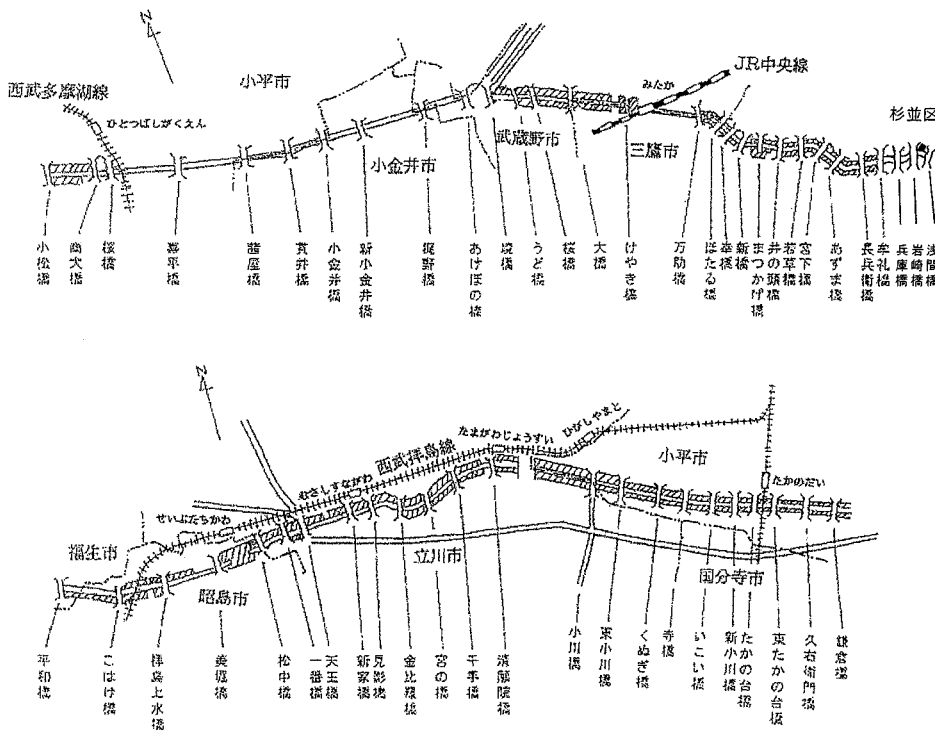


別図 (3)

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山二丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
	二二八、六二五・九九		二、〇二七・五八	一三〇、六五三・五七
	平方メートル		平方メートル	平方メートル



●東京都告示第千八百八十一号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第三条第四項の規定により、次のとおり有料施設を設置する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称及び規模 東京都立井の頭恩賜公園の野球場 一面

二 設置年月日 平成二十六年九月一日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、東京理科大学近代科学資料館を博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

平成二十六年八月二十九日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所 学校法人東京理科大学 新宿区神楽坂一丁目三番地

二 施設の名称 東京理科大学近代科学資料館

三 施設の所在地 新宿区若宮町十九番地

四 指定年月日 平成二十六年八月二十一日

五 指定番号 第六十号

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年8月29日

東京都公安委員会
委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第16号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第4試験課題履行条件の項1(ウ)イ及びウ中「切返し」を「切り返し」に改め、同項1(ウ)イ中「制限時間内」の次に「(大型自動二輪車は7秒以内、普通自動二輪車は8秒以内とする。)」を加え、同項1(ウ)エ中「(いう。)」を「(いう。)」で」に改め、同項2(3)中「パーキング」の次に「。以下同じ。」を加え、「別かせている」を「利かせている」に改め、同項2(5)中「切返し」を「切り返し」に改め、同表試験中止事項の項中「通行禁止違反等」を「通行禁止違反」に改め、同表採点基準の項4中「第3項」を「第4項」に、

安全不確認	10	10	法第33条第1項(停止を除く。)、法第36条第4項前段若しくは法第71条第1項第4号の3の規定に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しないとき。
-------	----	----	--

合図不履行等 (環状交差点)	5	-	環状交差点を出る場合に法第53条第2項又は第4項の規定に違反したとき。 法第33条第1項又は法第71条第1項第4号
-------------------	---	---	--

安全不確認	10	10	の3の規定に違反して安全を確認しなかつたとき、法第36条第4項又は法第37条の2第3項の規定に違反して車両等又は歩行者に対する注意を怠つたときその他安全確認が必要なたとき。
-------	----	----	--

改め、同項5中「ブレーキの」を「ブレーキの使用が予測される状況にもかかわらずブレーキの」に、「ブレーキを数回」を「交通の状況に余裕があるにもかかわらずブレーキを数回」に、「路端停止中」を「路端停車中」に、「シフトレバーは」を「シフトレバーを」に、「サイドブレーキを引き」を「に入れていない場合若しくはサイドブレーキ及びブレーキペダル等による」に、「二輪車」を「、ブレーキ操作が円滑でない場合又は二輪車」に、「ブレーキ側」を「ブレーキペダル側」に改め、「足を」の次に「ついで」を加え、「発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合」を「発進した場合」に、「二輪車制動時」を「二輪車の制動時」に、「ある場合」を「あるとき」に、「停止区間内」を「急停止区間内」に改め、同項6中「切返し」を「切り返し」に、「又は隘路」を「、隘路」に、「の各コースにおける」を「又は路端における停車及び発進の各課題での」に改め、同項7中「巻き込み防止措置不適」を「巻き込み防止措置不適」に、「左折するとき」に、「巻き込み」を「左折する場合又は環状交差点に入り、若しくは出る場合に巻き込み」に、「をしな場合」を「をしな場合」に改め、同項8中「からはみ出したと

き。」を「からはみ出した場合」に、

法第17条第4項の規定に違反し、又は同条第5項の規定に該当する場合で道路中央から左の部分に障害物があり、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、道路中央から右側の部分にはみ出したとき。

- 1 法第17条第4項の規定に違反した場合 (同条第5項各号に該当するときを除く。)
- 2 法第17条第5項の規定により道路の中央から右の部分にはみ出して通行する場合において、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、はみ出したとき。

改め、同項9中「狭路コースへの」を「狭路コースへ」に、「第34条第1項前段の規定に違反したとき」を「第34条第1項の規定に違反してあらかじめできる限り道路の左側端に寄らなかつたとき」に、「第25条第1項前段若しくは第2項前段又は法第34条第1項前段若しくは第2項前段の規定に違反した場合」を「第25条第1項若しくは第2項、法第34条第1項若しくは第2項又は法第35条の2第1項若しくは第2項の規定に違反してあらかじめできる限り道路の左側端又は中央若しくは右側端に寄らなかつた場合」に改め、同項10中「及び右左折等」を「、右左折等」に、「第34条第1項後段又は第2項後段(いずれも徐行を除く。)」の規定に違反した場合」を「第34条第1項若しくは第2項又は法第35条の2第1項若しくは第2項の規定に違反してできる限り道路の左側端若しくは環状交差点の側端に沿わなかつた場合若しくは交差点の中心の直近の内側を通行しなかつた場合又は道路標識等により指定された部分を通行しなかつた場合」に、「第36条第4項後段の規定に違反し

た場合」を「第36条第4項又は法第37条の2第3項の規定に違反してできる限り安全な速度と方法で進行しなかつた場合」に、「前記試験課題履行条件のうち、」を「技量未熟等のため、余裕を持つて」に改め、「路端における」及び「及び発進」を削り、「(いずれも徐行のみ。)、法第31条」を「法第31条」に、「第34条第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行のみ。)」を「第31条第1項若しくは第2項、法第35条の2第1項若しくは第2項」に、「又は法第42条の規定に違反した場合」を「法第37条の2第2項又は法第42条の規定に違反して徐行しなかつた場合」に改め、「第37条」の次に「法第37条の2第1項」を加える。

附 則
この規則は、平成26年9月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カンボジアを支える会

三 代表者の氏名

北山 俊子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区船橋四丁目三十八番一―四〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、カンボジアの復興を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国分寺ハンディキャップ運営委員会

三 代表者の氏名

阿部 司

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市並木町三丁目七番地二 野岡ハイツ一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、移動を基本的人権と捉え、国分寺市在住者をはじめとする障害者・高齢者に向けて、移動サポート活動を行うことにより、バリアフリーの街づくりを推進するとともに、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ

三 代表者の氏名

世良 正

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、会社経営や専門分野で活躍した企業OB等が、豊富な知見を、日本経済活力の源泉であり、雇用を支える中小企業等に提供し、経営支援を行う。更に、教育機関等への講師派遣、研修会等を通じ、次世代を担う若人の育成支援を行う。これらの活動等を通じて、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立生活センター・小平

三 代表者の氏名

竹島 圭子

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市花小金井南町一丁目二十六番三十号

五 定款に記載された目的

この法人は、自立を目指す障害者および一般市民に対して、権利擁護及び各種相談事業、ピアカウンセリング

事業、自立生活プログラム事業、ヘルパー派遣事業、障害者福祉に関する研修事業などの事業を行い、障害者が地域で自立した生活を営んでいくことを支援すること、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トリニテ

三 代表者の氏名

飯野 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市大塚百六十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持つ人々が、内在する能力と可能性を最大限に発揮し地域の中でより質の高い生活を送るための支援活動と、そういった人々を支える地域社会づくりを目指す活動を通じて、ノーマライゼーションの理念に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本介護支援協会

三 代表者の氏名

中田 清

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区平河町二丁目七番一号 塩崎ビル

五 定款に記載された目的

本会は、高齢者福祉を主として社会福祉事業の普及及び啓発を行い福祉社会の向上に寄与すること、開発途上国への介護技術の普及研修を行うことによりわが国及び国際的な高齢者福祉の向上と発展に貢献すること並びに高齢者福祉施設・事業所の健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十八条第一項の規定による東京都計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、平成二十六年十二月七日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十六年八月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 縦覧期間

平成二十六年十月十日から同月二十三日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を含む。)

二 縦覧場所

江戸川区東瑞江二丁目五十五番九号
東京都第一区画整理事務所瑞江駅西部地区

三 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十六年八月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 フレンテ南大沢(新館)

二 店舗所在地 八王子市南大沢二丁目一番六

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年七月三十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

西野ビル

二 店舗所在地

八王子市大和田町六丁目十三番三号

三 設置者名

株式会社西野コーポレーション

四 意見

ア 聴取者

八王子市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十六年七月三十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ダイエー八幡町店

二 店舗所在地

八王子市八幡町十一番四号

三 設置者名

株式会社ダイエー

四 意見

ア 聴取者

八王子市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十六年七月三十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都立海上公園有料施設の休場日の変更について

ついで

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)第十七条第一項ただし書の規定に基づき、

東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり変更する。

平成二十六年八月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場日を変更する有料施設

若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

二 変更する休場日

変更前 平成二十六年十月十四日、同年十一月四日、同年十二月九日及び同月二十四日

変更後 休場日としない。

三 理由

都民サービス向上のため

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号

郵便番号
 112-0002